

吉備中央町立吉備高原小学校 いじめ防止基本方針

平成26年4月 策定 (平成28年5月 改定)

いじめに関する現状と課題

・本校は小規模校であり、比較的落ち着いた教育環境にある。しかし、クラス替え等がないため人間関係が固定化しがちであるとともに、子ども達は今後の関係を意識してトラブルが表面化することを避けようとする傾向があるため、人間関係のこじれが内向しがちである。そのため、表面化した問題行動の原因が、数年前からの人間関係の小さなトラブルの蓄積によるものであったケースもあった。「いじめ」についても発生件数は少ないものの、同様の傾向が見られるため、児童観察に加え、アンケートや心理検査・他の児童の言動等から人間関係のトラブルやいじめを早期発見することが必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・いじめ対策委員会は、校長・教頭・生徒指導主事・養護教諭・PTA会長をもって組織し、必要に応じて、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等を加える。
 - ・いじめの未然防止のため、互いが尊重される支持的風土のある学級づくりを進めるとともに、児童がより良い人間関係を作っていくことのできる力を育成する。
 - ・児童の実態を把握するため、教職員の児童観察や教育相談に加え、アンケート調査等の活用を図る。
- ＜重点となる取組＞**
- ・ピア・サポートやソーシャルスキル教育等によるより良い人間関係づくりを推進する。
 - ・Q-U検査等の活用により、互いを認め合う支持的風土のある学級づくりを推進する。
 - ・情報モラル教育を推進し、インターネット等の危険性や適切な利用についての理解を深める。
 - ・いじめ防止のポスターや標語の作成等により、いじめを許さないという意識を高める。

保護者・地域との連携

＜連携の内容＞

- ・PTA総会等で学校のいじめ問題へ取組方針を説明し、保護者の理解と協力を得られるよう努める。
- ・学校評議員会や児童委員・民生委員・子ども110番の家に依頼をして、児童の学校外での生活の様子の情報を提供していただくとともに、子ども達の見守りをしていただく。
- ・PTAを対象にした情報モラルに係る研修会を開催し、インターネット等の危険性や適切な活用についての理解を深める。

学 校

いじめ対策委員会

- ＜対策委員会の役割＞
- ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正及びいじめ事案への対応
- ＜対策委員会の開催時期＞
- ・年2回の開催(外部委員の参加は1回程度とする)
- ＜対策委員会の内容の教職員への伝達＞
- ・直近の職員会議で全教職員に周知する。なお、緊急の場合は臨時の職員会議を開催する。
- ＜構成メンバー＞
- ・校外
PTA会長 スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー
 - ・校内
校長、教頭、生徒指導主事・養護教諭

全 教 職 員

関係機関等との連携

＜連携機関名＞

- ・町教育委員会、県総合教育センター

＜連携の内容＞

- ・いじめ解決に係るアドバイスや支援

＜学校側の窓口＞

- ・教頭

＜連携機関名＞

- ・岡山北警察署

＜連携の内容＞

- ・非行防止教室の開催

＜学校側の窓口＞

- ・教頭

学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止

【研修】

- ・携帯電話会社等から講師を招聘して研修会を開催し、教職員や保護者等の意識を高めるとともに教員の指導力の向上を図る。

【児童会活動】

- ・いじめ防止のためのポスターや標語づくり等をとおして、児童のいじめは絶対にしてはならないという意識を高める。

【居場所づくり】

- ・ピア・サポートやソーシャルスキル教育、Q-U検査等を活用して、互いが尊重される支持的風土のある学級づくりをめざす。

【情報モラル教育】

- ・ネット上のいじめ防止のため、インターネットの危険性や適切な活用について高学年を対象に情報モラルに関する授業を行う。

② 早期発見

【実態把握】

- ・児童の実態把握のためのアンケートを原則として学期ごとに実施するとともに、年2回の教育相談を行うことでいじめの早期発見を図る。

【相談体制】

- ・全教職員が子ども達にきめ細かい声かけを行い、児童が教職員に相談しやすい雰囲気を醸成する。また、必要に応じて、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等への相談につなげる。

【情報共有】

- ・児童に気になる変化や行動があった場合には、全職員で情報を共有し、声かけや見守りを行う。

【家庭との連携】

- ・保護者との懇談会等を活用して、学校と家庭が児童に係る情報を共有して、いじめの早期発見を図る。

③ いじめへの対処

【いじめの認知について】

- ・本校の児童がいじめを受けているとの情報が入ったり、その可能性が明らかになった場合には、速やかに該当児童や周囲の児童からの聞き取りを行い、いじめとして対応し、現状回復に当たる。

【いじめへの組織的な対応】

- ・いじめの実態を全教職員で共有して対応方針を決定し、管理職を中心に全職員で対応に当たる。

【いじめられた児童への対応】

- ・心理的苦痛を受けたと聞いた場合には、保護者と連携しながら対象児童の心理的回復を図り、教職員で情報を共有していじめの解決を図るとともに、いじめられた児童をしっかりと守る。

【いじめをした児童への対応】

- ・いじめをした児童に対しては、自分が行った行為がどれだけ相手を傷つけたかということについてしっかりと認識させ、いじめは決して許されない行為であることを理解させるとともに、保護者の協力を得ながら適切かつ毅然とした指導を行う。また、当該児童の周囲の環境や人間関係など、いじめが行われた背景を十分に把握し、いじめが再発することのないように、周囲の児童に対しても適切な指導を行う。特に、いじめを知りながら傍観していた児童に対しては、傍観はいじめの荷担に当たることをしっかりと認識させる。